

## 独立行政法人男女共同参画機構の業務運営に関する計画（令和8年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人男女共同参画機構中期計画（令和8年4月1日内閣総理大臣・文部科学大臣認可）に基づき、令和8年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進

我が国の男女共同参画推進の取組を加速させるために、地方公共団体及びセンター（以下「センター等」という。）が様々な施策分野（福祉、教育、商工、防災等）に対する地方公共団体の関係部局や、民間の関係機関・団体との連携が重要であるため、地域の多様な主体（研究・教育機関、企業、経済団体、労働組合、NPO、地縁団体等）（以下「関係者」という。）が相互に課題やニーズを共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、センター等に対して、機構が主催する会議や研修等を通じて、他のセンター等と情報共有や意見交換を行う機会を提供するとともに、それらで得られたネットワークを活用し、センター等同士で個別の相談や情報共有、事例照会等を行える環境を整備する。

あわせて、男女共同参画の推進に関するノウハウや好事例・先進事例を共有することを含め、以下の取組を実施する。

地方公共団体に対してアンケート調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、地域のネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、80%以上の達成を目指す。

#### (1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進

- ①男女共同参画社会の形成に関わる地方公共団体、企業、大学、女性団体等が一堂に会し、有識者を招いた、男女共同参画に関する政府の方針や国際的な動向等の情報共有並びに参加者相互のネットワーク構築及び意見交換の場として全国規模の会議の創出を図る。
- ②全国規模の会議を開催した際には、会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ③地域の実情に応じた課題解決については全国的な男女共同参画推進のための基盤づくりとして、各都道府県やセンターの設置数のバランスを考慮の上、全国を7ブロックに分け、ブロックごとに、機構、都道府県・政令指定都市の男女共同参画主管部局の職員及びセンター長、センター職員等の中でセンター等の効果的・効率的な事業の展開に資するよう、男女共同参画に関する実務に必要な基礎知識や相談支援、調査研究、事業の企画立案及び広域連携の方法等の、男女共同参画施策に関する実務に必要な知識に関するノウハウの提供や各地域の課題、好事例・先進事例の共有や意見交換及び情報共有を行うブロック会議を各1回実施し、各ブロックにおけるネットワーク構築や連携強化を図る。

具体的には、センターが地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等と連携するために必要なニーズをきめ細かく収集の上、その解決のために参考となる他地域の好事例・先進事例を提供する。

- ④ブロック会議の参加者に対し、ブロック会議で得られた知見やノウハウ等の活用状況についてアンケート調査を行い、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- さらに、センター等が関係者との連携の検討や強化、意見交換の場の設定、共同事業の企画・実施等に取り組んだかを把握する。
- ⑤ブロック会議と併せ、各管内の地方公共団体やセンター、女性関連施設等の相談員及び相談事業担当職員を対象に、男女共同参画の視点で相談者に寄り添い、課題の解決に向けた対応を行えるよう、相談内容や相談事業の事例を題材として、相談支援や事業の企画立案及び広域連携の方法など男女共同参画事業実施に関する実践的な研修を行う。

## **(2) 知見・ノウハウの蓄積及び共有**

- ①センター等による効果的・効率的な事業実施を支援するため、センター等が実施する事業や施策分野横断的な取組、広域連携等に関する実施体制、関係機関との連携方法、成果や課題等の観点で参考となる好事例・先進事例について、ブロック会議やアンケート調査、センター等職員に対する研修等を通して収集し、情報発信・横展開を行う。
- ②センター等の効果的な事業実施等に資する専門人材について、全国のセンター等からブロック会議・ヒアリング等を通じて収集の上、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、その専門分野や実績等についても掲載した専門人材情報バンクを作成する。
- ③上記の専門人材に関する情報収集においては、女性の経済的自立実現のために女性の起業支援に係る知見を有する人材の情報を優先的に収集し、センター等の求めに応じマッチングの上、適切な人材を派遣する。あわせて、効果的なマッチングの仕組みについて検討する。

## **(3) センター等に対する助言等**

- ①センター等に対して、有識者や機構の職員等を紹介・派遣することにより、男女共同参画に関する事業実施、現状や課題の把握、評価等への助言等を行う。有識者や機構の職員等の紹介・派遣については、年間30件以上実施する。
- ②センター等が地域の企業や経済団体、学校や教育委員会等を対象とした効果的な研修等を実施する取組を支援するため、男女共同参画についての基本的な教材や効果的な広報のノウハウ等を提供する。

## **2 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動**

男女共同参画に関するナショナルセンターとして、継続的に国内外の専門的な資料や情報のほか、機構や関係府省、地方公共団体等の関係者の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く取りまとめて、地方公共団体や関係機関・団体等と連携して分かりやすく、かつ、活用しやすい形で提供し、センター等の事業における活用を促すとともに、国民の理解を深めるための広報啓発活動を充実させる。

また、顕著な業績を残した女性や男女共同参画促進施策等に関するアーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。

### **(1) 男女共同参画・女性の活躍推進に資する情報の提供**

センター等において、男女共同参画・女性活躍の視点に立った施策の企画立案・実施につながられるよう、広域的・専門的な資料を収集・整理し、専門家のみならず広く国民に対してわかりやすく提供する。具体的には、男女共同参画の広報啓発・理解促進、センター等や関係者への支援を目的とし、以下の事業を実施する。

- ①男女共同参画及び女性活躍に関する専門図書館として、地域単位では収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集・整理し、レファレンスサービス、文献複写サービスなどにより、専門家のみならず広く国民に対して情報提供を行う。
- ②センター等における男女共同参画事業の支援及び広報啓発のため、図書をテーマ別にパッケージ化し、年間延べ34か所以上のセンターや研究・教育機関等に貸し出す。  
貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ③センター職員等による所蔵資料の利用を促進するため、電子図書館サービスの活用により、電子書籍の利用可能タイトルを増やし、各センター等における男女共同参画や女性活躍に関する広域的・専門的な図書の遠隔利用を進める。
- ④機構が作成した男女共同参画に関する文献情報データベース等の各種データベースの機能改善及びコンテンツとデータの更新を行って情報提供の充実を図り、わかりやすく活用しやすい形で提供し、センター等の業務での利用を促進する。
- ⑤男女共同参画・女性活躍を推進する次世代の研究や学習を支援するため、情報収集や論文作成に関するセミナーを大学等と連携しつつ実施する。また、センター職員や一般利用者を対象に情報収集セミナーをオンラインで実施する。

### **(2) 男女共同参画・女性活躍に関する歴史的資料の収集・保存の推進**

男女共同参画・女性活躍等に関する歴史的資料を着実に継承するため、以下の事業を実施する。

- ①これまで収集した資料の整理保存を進めるとともに、新たな資料について、外部有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し、年間1,000点以上データベース化する。
- ②保有する資料の活用を促進するため、男女共同参画機構デジタルアーカイブにおいて画像公開を進めるとともに、年間2回以上のアーカイブ展示をオンラインで実施する。
- ③センター等に対する展示パネルの貸し出しを、年間延べ16か所以上(ダウンロード利用を含む)行う。
- ④センターや女性アーカイブ保有機関職員等を対象に関連資料の収集・保存についての知識・情報を提供する研修を行う。

### **(3) 積極的な広報啓発活動の充実・強化**

機構の事業や取組について積極的に国民に周知し、機構のプレゼンスを高めるための広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントの下、以下の広報活動を推進する。

- ①ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間35万件以上達成できるよう、調査研究の成果や事業の内容及び実施報告等の記事の積極的な掲載に取り組む。
- ②SNSや動画コンテンツの活用等により、若年層や男性等も含めた多様な主体向けの情報発信を充実・強化する。
- ③行政機関や関連団体等で実施される全国規模の会議やイベントにおいて、機構の取組を

紹介するなど、積極的な広報啓発活動を実施する。

### 3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施

センター等における地域の多様な課題・ニーズに応じた事業の企画・実施を支援するとともに、その専門性向上を図るため、センター長・管理職・初任者等の階層別研修のプログラムの開発・実施に加え、男女共同参画の基礎知識や、事業（広報啓発、調査研究、相談支援等）の企画、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携、女性デジタル人材育成等に関する実践的な研修プログラムを開発・実施する。

また、地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上のため、各関係者向けの男女共同参画における諸課題に関する研修を開発・実施する。

オンライン研修について、受講者の利便性を高め、より多くの受講につなげることを可能とする観点から、オンデマンドでの視聴・学習を可能にする。

また、研修の一部コンテンツについて広く配信し、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者において共有を図る。

#### (1) センター職員の育成・専門性向上

- ①センター等の職員等の初任者を対象に、男女共同参画の基礎知識（男女共同参画の意義等）や関連の法制度、各センターの地域のニーズ把握のための地域住民へのアンケート調査の企画・実施等の手法、事業の企画立案（広報啓発、調査研究、相談対応等）及び他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）や企業・学校等関係機関との連携方法など、着任後間もない時期に一括で学べる研修プログラムを開発し、開発した研修プログラムについては、順次オンデマンドにより実施する。
- ②センター等職員の専門性向上を図るため、男女共同参画視点での防災に関する研修をオンデマンドにより実施する。
- ③①及び②について、年間延べ6件以上の研修を実施する。
- ④研修の分野やレベル、研修受講者となるセンター等の職員の階層などに応じた研修プログラムの体系化に取り組む。また、各受講者の進捗を明確化し、研修を受講する動機付けを高める観点から、研修の修了段階に応じた認定制度の具体的なニーズ等について情報収集の上、その創設に向けた検討を行う。あわせて、令和8年度に実施した研修については研修の修了に際して受講者に対して修了証を交付する。
- ⑤研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

#### (2) 地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上

- ①センター等が地域の企業や経済団体を対象とした講座等で活用が可能となる研修プログラム開発について、センター等から現状やニーズの意見等を収集しつつ、検討する。
- ②教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等を対象に、学校における男女共同参画に関わる現状・課題の把握、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性、教職員等における性別役割分担意識の解消など、学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進に資する研修プログラムを開発の上、オンデマンドにより実施する。
- ③女性のデジタル人材育成の取組について、センター等の職員向けやデジタル人材を目指

す女性向けに、デジタル分野に係る基礎的な研修プログラムを提供するため、各センターにおける事業の具体的な成果や効果検証の手法等も含め、好事例・先進事例を収集し、広く配信するとともに関係者と連携して研修プログラムの提供に向けた検討を行う。

- ④研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

### **(3) 困難な問題を抱える女性や望まない孤独及び孤立などに直面する男性を支援するための人材の育成**

- ①センター等の相談員及び相談事業担当者を対象に、幅広い分野の相談に対する男女共同参画の視点での対応力向上を図るため、関連制度の知識や関係機関との連携等に関する研修プログラムを開発の上、オンデマンドにより実施する。

また、研修の実施に当たっては、困難な問題を抱える女性や望まない孤独・孤立等に直面する男性への相談支援も含め、現下の諸課題に応じて研修内容の充実を図る。

- ②研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。

## **4 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施**

男女共同参画社会の形成に向けた取組を効果的に推進するため、各地域の男女共同参画・女性活躍の推進状況等を客観的に把握するため、以下の調査研究を年間延べ2件以上実施する。

特に、地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題の可視化のための調査(ジェンダー統計)とセンターの運営及び事業に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を行う。

### **(1) 地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題の可視化のための調査の充実(ジェンダー統計)**

地域の男女共同参画・女性活躍の現状や課題を可視化するために必要な統計データ等の地域別の整備と提供に関する調査研究を実施する。

令和8年度は、データの収集項目・方法、指標の設定等の基盤構築に向けた2か年計画の初年度として、学識経験者等の外部専門家との連携による助言を得ながら、既存データの収集・整理及び現状分析を重点的に行う。

あわせて、各地域のセンター等が独自に実施する意識調査や実態調査の手法・先行研究を体系的に収集・分析し、地域の現状や課題を把握・分析するための必要な調査手法の在り方や調査項目、指標等について検討を進める。

### **(2) センターの運営及び業務に関する現状の把握のための調査研究**

センターの人員規模や予算規模、事業内容等を含む運営状況及び業務に関する現状を詳細に把握するための調査研究を実施する。

あわせて、次年度以降の継続的な定点観測に向けた事前調査を実施し、地域特性や運営形態(直営・指定管理等)に応じた課題を明確化する。調査研究を進めるに当たっては、センター等の実情に精通した外部の実務家や専門家で構成する検討会等を活用し、実態把

握を深める。

その際、各センター等が把握した地域の課題や事業のニーズ等を定期的に収集・整理し、地域ごとの課題把握・分析を行うとともに、その結果を地方公共団体の男女共同参画部局やセンターの職員等に共有する。

得られた調査結果については、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、今後のセンターに関する調査研究の改善や次期年度計画策定の参考となるように、機構内の職員間で共有する。

## 5 国際的な情報収集や発信

男女共同参画・女性活躍の推進のためのナショナルセンターとして、国際会議や国際的な連携の下で進める取組等において、機構における調査結果や、センターの取組を始めとする日本国内における好事例・先進事例等の積極的な発信を行う。

また、センター等が国際的な動向や海外の好事例・先進事例等も参考にしながら業務の企画立案等を行うことを支援するために、男女共同参画・女性活躍に関する最新の国際動向や海外の好事例・先進事例等について収集・整理し、センター等に対して広く情報提供する。

また、男女共同参画・女性活躍推進のための人材育成を国内外の政府機関等と連携を図りつつ実施する。

令和8年度中に国際関係事業を延べ2件以上実施する。

### (1) 国際的な情報収集と情報発信

- ①国連女性の地位委員会（CSW）等の会議に職員を派遣するとともに、先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の有識者による国際セミナーを実施し、機構の調査研究の成果や日本国内における優良事例等の積極的な発信を行うとともに、男女共同参画・女性活躍促進施策の実施に当たって参考となる国際動向や海外の機関や団体等による先進的な取組事例等についての情報を収集し、広報物（リーフレット）の作成やホームページへの掲載等を通じてセンター等に対して広く情報提供する。
- ②国内外の先進的な取組における男女共同参画・女性活躍施策の実施に当たって参考となる情報を収集し、セミナー等の開催を通じて得られた知見を広くセンター等へ共有する。
- ③これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、機構と新たな連携・協力関係を構築するために国内外の機関・団体等と男女共同参画・女性活躍に関する情報交換を行い、そこで得られた知見を広くセンター等へ共有する。
- ④セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラス評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。

### (2) 諸外国における人材育成

- ①2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画・女性活躍に関連する国際的な取組に貢献するため、ジェンダーに基づく暴力の根絶等、アジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに諸外国の政府機関等と連携した諸外国の男女共同参画に携わる担当者向けの人材

育成に資するセミナー等を実施する。

- ②セミナー受講者に対して、セミナーの波及効果等に係るアンケート調査を実施し、80%以上からセミナーの内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラス評価を得る。その際、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じてセミナー等の見直しを図る。
- ③世界各国における人身取引やジェンダーに基づく暴力の解決に携わる行政官等の人材育成と協力促進に資するため、国際協力機構（JICA）等と連携した研修を実施する。

## II 業務運営の効率化に関する事項

### 1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業は、中期計画を踏まえ、物価上昇の影響、新規に追加されるもの及び特殊要因により増減する経費は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、土地賃借料及び保険料の所要額計上を必要とする経費を除く。）及び業務経費（人件費を除く。）については、業務の合理化・効率化により経費の節約を励行する。

### 2 調達等の合理化

契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき「調達等合理化計画」を策定し、政府における調達等合理化の取組を踏まえた契約の見直しを行う。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、間接業務等を、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構と共同で実施する。実施に当たっては、費用対効果等を検証しつつ行う。

### 3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特性や実績等を踏まえた適切な処遇を確保に努め、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

### 4 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続の簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則であることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する（仮に、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。）。

## 2 自己収入の拡大等

外部連携等の取組、受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の多様な財源確保の検討を進め、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行う。

## VI 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は1億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受け入れに遅延が生じた場合や想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要な経費として借り入れることも想定される。

## VII 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産に関する計画

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、宿泊棟、研修棟、体育施設等の不要な財産については、準備が整い次第、撤去を行う。

不要となることが見込まれる財産は次のとおり。

- ・研修棟、宿泊棟A、宿泊棟B、宿泊棟C、浴室棟、渡廊下、プール棟、排水処理施設、構築物、工具器具備品

## VIII 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

## IX 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、広報啓発活動、研修プログラムの開発・充実及び研修の実施、専門的な調査研究の実施、国際的な情報収集や発信、情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善等の充実に充てる。

## X その他業務運営に関する重要事項

### 1 予算

別紙1のとおり

### 2 収支計画

別紙2のとおり

### 3 資金計画

別紙3のとおり

#### 4 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進めるなど所要の規則等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、理事長のリーダーシップの下、機構が担う役割や課題等の情報を全役職員が共有し、役職員の使命感・モチベーションの向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制の強化及びリスク管理の充実を行う。監事による監査及び機構が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制等の継続的な見直しを図る。また、各事業のプロセスや成果等について評価を行う外部評価委員会を設置し、事業内容についての専門的助言を得た上で、必要に応じて改善を図る。

#### 5 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ体制の充実

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき対策を講じ、サイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより継続的に改善を図るため、情報セキュリティ委員会を適宜開催する。

#### 6 人事に関する計画

職員の専門性を高めるため、研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。

また、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備について検討するとともに、人事交流等や客員研究員制度の活用により、特に男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究に必要な研究職員等を確保し組織の活性化を図る。

また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。

#### 7 長期的視野に立った施設・設備の整備等

「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設について、令和12年度までを目指して撤去すべく、必要な準備を行う。

#### 8 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

#### 9 積立金の使途

独立行政法人男女共同参画機構法(令和7年法律第79号)附則第3条第6項の規定により整理された独立行政法人国立女性教育会館の積立金残高のうち、内閣総理大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人男女共同参画機構法に定める業務の財源に充てる。

## **10 温室効果ガスの排出の削減**

温室効果ガス削減のための取組を実施する。

## 別紙1

## 令和8年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共 通	合 計
収入							
運営費交付金	29	53	29	15	24	506	657
施設整備費補助金							-
自己収入							-
計	29	53	29	15	24	506	657
支出							
業務経費	29	53	29	15	24		150
施設整備費							-
一般管理費						506	506
計	29	53	29	15	24	506	657

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

## [人件費の見積り]

令和8年度は254百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当に相当する範囲の費用である。

## [運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

## 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) \text{ (運営費交付金)} \\ = B(y) \text{ (一般管理費)} + C(y) \text{ (事業費)}$$

$$B(y) \text{ (一般管理費)} \\ = (B(y-1) \text{ (前年度一般管理費)} - D(y-1) \text{ (前年度人件費)} - E(y-1) \text{ (前年度一般管理所要額計上経費)}) \\ \times \beta \text{ (消費者物価指数)} \times \alpha 1 \text{ (一般管理費効率化係数)} + D(y) \text{ (人件費)} + E(y) \text{ (一般管理所要額計上経費)} \\ + \varepsilon 1 \text{ (新規追加一般管理経費)} + \delta \text{ (当該年度特殊経費)}$$

$$C(y) \text{ (事業費)} \\ = (C(y-1) \text{ (前年度事業費)} - D(y-1) \text{ (前年度人件費)}) \times \beta \text{ (消費者物価指数)} - (((C(1) \text{ (初年度事業費)} - D(1) \text{ (初年度人件費)}) \times \alpha 2 \text{ (事業費効率化係数)}) + D(y) \text{ (人件費)} + \varepsilon 2 \text{ (新規追加事業経費)} + \delta \text{ (当$$

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

A(y): 運営費交付金

B(y): 運営費交付金額の一般管理費

C(y): 運営費交付金額の事業費

D(y): 人件費 = D(y-1) (前年度人件費) × γ (人件費調整係数)

E(y): 一般管理所要額計上経費

当該事業年度における所要額により計上する経費(公租公課、土地賃借料及び保険料)。

各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

α 1: 一般管理費効率化係数

±0%

α 2: 事業費効率化係数

△0.375%

β: 消費者物価指数

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ: 人件費調整係数

各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ: 当該事業年度における特殊経費

事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

ε 1: 新規追加一般管理経費

新規に追加されるものなど、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する一般管理経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

ε 2: 新規追加事業経費

新規に追加されるものなど、社会的・政策的需要を受けて実施する事業のため増加する事業経費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

[計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・運営費交付金の見積りについて、一般管理所要額計上経費、新規追加一般管理経費、新規追加事業経費及び当該事業年度における特殊経費については各事業年度の予算編成過程において具体的に決定するが、ここでは、各事業年度において便宜的に令和8事業年度の値を用いて試算。

・β (消費者物価指数)は変動がないもの(±0%)として試算。

・γ (人件費調整係数)は変動がないもの(±0%)として試算。

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 令和8年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共 通	合 計
費用の部							
経常費用	30	56	30	16	25	543	702
業務費	30	56	30	16	25		157
一般管理費						532	532
減価償却費						11	11
収益の部							
経常収益	30	56	30	16	25	543	702
運営費交付金収益	29	53	29	15	24	506	657
自己収入							-
施設費収益							-
資産見返運営費交付金戻入						11	11
賞与引当金見返に係る収益	1	2	1	1	1	18	24
退職給付引当金見返に係る収益	0	1	0	0	0	8	10

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

## 令和8年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	関係者相互間の連携及び協働の促進	広報啓発活動	研修プログラムの開発・充実に及び研修の実施	専門的な調査研究の実施	国際的な情報収集や発信	共 通	合 計
資金支出							
業務活動による支出	29	53	29	15	24	506	657
投資活動による支出							-
次期中期目標の期間への繰越金							-
資金収入							
業務活動による収入	29	53	29	15	24	506	657
運営費交付金による収入	29	53	29	15	24	506	657
自己収入							-
投資活動による収入							-
施設費による収入							-
前期中期目標の期間よりの繰越金							-

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

別紙4

令和8年度施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
計	0	

[注記]

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。